

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業に関する
特定事業の選定

平成 30 年 12 月 10 日

富田林市

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業に関する特定事業の選定

富田林市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、「富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業」に関する実施方針を平成 30 年 11 月 12 日に公表しました。

この度、PFI 法第 7 条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表します。

平成 30 年 12 月 10 日

大阪府富田林市長 多 田 利 喜

1 事業概要

本事業は、PFI 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「PFI 事業者」という。）が市と事業契約を締結し実施する事業（以下「PFI 事業」という。）であり、その概要は次のとおりである。

1.1 事業名

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業（以下、「本事業」という）

1.2 事業の実施場所

金剛東処理分区及び加太五軒家処理分区における下水道管渠施設

1.3 事業の内容

本事業で実施する業務は、次のとおりとする。

(1) 義務事業

1) 管理業務

本事業の管理及び調整を行うものであり、全体実施計画、年度別実施計画及び交付金申請補助資料等の作成・管理を行うとともに、それらの内容について市と調整を図るとともに、選定された応募者（以下「落札者」という。）が設立する特別目的会社の運営等を行い、業務全体の円滑な遂行を図るものである。

2) 污水管更生工事業務

改築対象の管渠の内、更生工法を適用する路線（スパン単位を基本とする。）について、自立管により更生する工事である。

3) ます及び取付け管調査・改修工事業務

事業対象地区のコンクリート製のます及び取付け管の状況について、取付け管調

査用テレビカメラを使用して調査し、亀裂、接続障害等の異常が確認されたます及び取付け管の改修工事を実施するものである。

4) マンホール調査並びに蓋取替工事業務

改築対象となる 更生工法を適用する路線及びマンホール蓋の取り替え行う マンホールの状況について目視調査するとともに、改築対象となるマンホール蓋を取り替える工事である。

5) 排水設備誤接続調査業務

事業対象地区全域の排水設備について、汚水・雨水系統が正しく接続されているかを調査するものである。

(2) 付帯事業

1) 排水設備誤接続解消業務

排水設備誤接続調査業務で発見された排水設備の誤接続を解消する工事を、事業者の独立採算事業として実施するものである。

2) 不明水対策効果測定業務

PFI 事業者の提案に基づき、本事業開始直後と終了前に不明水対策の効果を確認するもの。

1.4 事業期間

本事業の期間は、市と PFI 事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日の翌日から平成 36 年 3 月 31 日までとする。

1.5 事業方式

本事業は、PFI 法に基づくものであり、事業方式は B T 方式 (Build Transfer) とする。落札者は、本事業を実施することを目的とした会社法に定める株式会社として特別目的会社 (SPC) を設立し、管更生に係る設計、建設を行った後に構築物の所有権を市に移転し、またその他調査業務を実施するものとする。

1.6 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

(1) 市からのサービス購入料による支払い

市は、義務事業における調査及び工事等の業務に係る費用並びに付帯事業のうち不明水対策効果測定業務に係る費用について、サービス購入料として支払う。

(2) PFI 事業者による負担

PFI 事業者は、付帯事業のうち排水設備誤接続解消業務に係る費用について、負担する。なお、当該業務は PFI 事業者の独立採算として実施する。

評価内容

本事業を市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合について、定量的評価及び定性的評価の二つの方法を用いた比較により、特定事業の選定における客観的評価を行った。

1.7 コスト算出による定量的評価

(1) 算出に当たっての前提条件

本事業を市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合とにおいて、市の財政負担額の比較を行うために設定した主要な前提条件は次のとおりである。

項目	市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
事業期間	5 年間	同左
発注方式	個別発注(1 年分)	一括発注(5 年分)
事業期間中の発注に要する職員配置	0.5 人を配置	算入しない
アドバイザー業務に関する費用	算入しない	本事業検討に要した実績費用を計上
特別目的会社に関する費用	算入しない	特別目的会社設立等の経費を想定して計上
義務事業に関する費用	単年度単位で個別に発注する場合を想定して費用を積算	事業期間分を一括発注する場合を想定して費用を積算
リスク	算入しない	同左
現在価値割引率	1.4%	同左
コスト計算期間	5 年間(平成 31~36 年度)	同左

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、本事業に応募する者の提案内容を制約するものではない。

(2) 算出方法及び評価の結果

前述の前提条件を基に、本事業を市が自ら実施する場合の財政負担額と PFI 事業として実施する場合の財政負担額とを現在割引価値で比較した結果は、次のとおりである。

項目	金額(現在割引価値)
市が自ら実施する場合	金 515 百万円
PFI 事業として実施する場合	金 465 百万円
財政負担削減額	金 49 百万円

この結果、本事業を PFI 事業として実施する場合、市が自ら実施する場合と比較して、約 49 百万円削減されるものと見込まれる。

(3) PFI 事業者に移転されるリスクの検討

本事業に投資した費用とその効果（以下「VFM」という。）の算定に当たっては、本事業におけるリスクを定量化し、市の財政負担の見込額に加算することが望ましいが、本事業は国庫補助事業であること、単年度毎に施設の所有権を PFI 事業者から市へ移転する BT 方式であることから、リスク移転相当分は算入しないものとした。

1.8 PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、民間資金、PFI 事業者の経営能力、技術的能力等の活用により、次のような効果が見込まれる。

(1) 効率的な事業運営

管渠等の施設の改築、排水設備誤接続調査、排水設備誤接続解消の業務を一括して PFI 事業者に委ねることにより、これらの業務を個別に発注する場合と比較して、市が行う事務作業量の低減、各業務間の連携による業務効率の向上や PFI 事業者の相違工夫を見込むことができ、より効率的かつ効果的な事業運営が期待できる。

(2) 排水設備誤接続解消の促進

本事業では、PFI 事業者が宅地内の排水設備誤接続調査、排水設備誤接続解消の業務を一体的に実施することにより、当該調査で誤接続が確認された宅地における誤接続解消勧奨の取組みや民間ならではのサービス展開による誤接続解消件数の増加が期待できる。

(3) 不明水量削減効果

本事業では、不明水対策を義務事業である污水管更生工事と付帯事業である排水設備誤接続解消の両面から実施する。これらを一体的に PFI 事業者に担わせることにより、管渠の老朽化に起因する不明水と誤接続に起因する不明水を同時に削減することが可能となり、より高い不明水量削減効果が期待できる。

(4) 住民サービスの向上

本事業の業務範囲においては、PFI 事業者が事業主体となり住民対応を実施する。そのため、PFI 事業者の機動性を活かした住民対応が期待できる。また、住民の状況に対応した工事や突発的な故障等に対する補修が必要な場合において、PFI 事業者の柔軟性を活かした住民対応も期待できる。

(5) 地域の活性化

PFI 法の枠組みを利用し、本事業に係る行政事務の一部を民間に委託することで、民間事業においても新たな事務が発生する。また、本事業を市が自ら実施するよりも PFI 事業として実施することによって誤接続解消件数の増加が見込まれる。このような需要増に伴い、富田林市における排水設備工事指定業者等の関連企業の業績が向上するなど、地域経済の活性化が期待できる。

1.9 総合的評価

本事業は、PFI 事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において約 49 百万円の市財政負担額軽減の達成が見込まれる。

また、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上のことから、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条の規定に基づく特定事業として選定する。